総　務　民　生　委　員　会　会　議　録

１．日　　時　平成２７年１２月８日（火曜日）

　　午前９時３０分～午前１１時４３分

２．場　　所　委員会室

３．出席委員　河　本　芳　久　委員長　　三　好　睦　子　副委員長

　　竹　岡　昌　治　委　　員　　秋　山　哲　朗　委　　員

　　西　岡　　晃　委　　員　　山　中　佳　子　委　　員

　　髙　木　法　生　委　　員　　岡　山　　隆　委　　員

　　馬屋原　眞　一　委　　員

４．欠席委員　な　し

５．出席した事務局職員

　　石　田　淳　司　議会事務局長　　野　尻　登志枝　議会事務局係長

　　大　塚　　享　議会事務局係長

６．説明のため出席した者の職氏名

　　篠　田　洋　司　副　市　長　　髙　橋　睦　夫　病院事業管理者

　　波佐間　　敏　上下水道事業管理者　　田　辺　　剛　総務部長

　　大　野　義　昭　総務部次長　　細　田　清　治　総務部次長

　　藤　澤　和　昭　総合政策部長　　三　浦　洋　介　市民福祉部長

　　杉　原　功　一　市民福祉部次長　　松　野　哲　治　上下水道局長

　　金　子　　彰　病院事業局管理部長　　竹　内　正　夫　財政課長

　　山　本　幸　宏　収納対策課長　　中　嶋　一　彦　地域情報課長

　　河　村　充　展　高齢福祉課長　　三　戸　昌　子　管理業務課長

　　矢田部　繁　範　施設課長　　古　屋　壮　之　経営管理課長

７．会議の次第は次のとおりである。

午前９時３０分開会

○委員長（河本芳久君）　おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました、市長提出議案１６件について、審査いたしたいと思います。御協力のほどよろしくお願いいたします。

最初に、議案第９９号美祢市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてから議案第１０１号美祢市介護保険条例及び美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について、これまでの３件は関連がございますので、一括議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　議案第９９号から１０１号の議案３件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、平成２８年１月１日から一部施行が始まることに伴い、美祢市における特定個人情報の取扱いに関して、関係条例の整備を行うものであります。

それでは、最初に議案第９９号は美祢市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてであります。議案書が９９－１ページ、参考資料は１ページになります。これは、実施機関からの諮問に応じて、当該審査会が調査審議する事項に特定個人情報を加えるため、規定を整備するものであります。

次に議案第１００号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。議案書が１００－１から３ページになります。これは、美祢市における規則連携、庁内連携及び独自利用に関して、特定個人情報の提供に関する市の責務、個人番号の利用範囲など必要な事項を定めるものであります。

続きまして、議案第１０１号は美祢市介護保険条例及び美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてであります。議案書が１０１－１ページ、参考資料は２から３ページになります。これは、介護保険において、保険料の徴収猶予または、減免を申請する場合、申請書に個人番号を記載すること。また、特定公共賃貸住宅の入居において、減額申請書を提出する場合、所得を証明する書類の添付を不要とするものであります。以上の条例は、平成２８年１月１日から施行するものであります。

なお、議案第１０１号のうち、第２条の規定は行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。初めに議案第９９号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　この９９号に反対いたします。マイナンバー導入でマイナンバーは国民の願いから生まれたものではなくて、国民の所得や資産を厳格につかみ徴税、社会保険料の徴収の強化などを効率よく実施、管理したい政府と、マイナンバーをビジネスチャンスにしたいという大企業の長年の要求から出発したものです。この制度で国民のプライバシーが侵害されてはいけません。来年の４月本格的な運用に突き進むのではなく、凍結して……慎重審議をして凍結中止することが必要だと思います。このことを述べて反対意見といたします。

○委員長（河本芳久君）　ほかに、御意見は……。質疑はございませんですか。今、反対意見ですね、質疑なしで……。反対意見。

その他、反対意見はございませんか。今反対。賛成やけど。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、本案に対して原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手、多数により、よって、議案第９９号は原案のとおり可決されました。

次に議案第１００号に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山　隆君）　議案第１００号につきましては、この条例の制定ということで結構題目がすごく長いですね、これ。通常であれば１行ですけど、これ３行もあるということですが、国の法律からこの条例に置き換えたということで長くなっていますけれども、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につ

いて」ということで、６８文字あります。より分かりやすくということで、こういう条例になったと思います。基本的には国がこのマイナンバー制度ということで、制度ということで、この条例をつくり込んできたと思っております。それで、この１００号の中に、その３条の中で「市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。」と、こうあります。それで、地域の特性に応じた施策を実施するとありますけれども、これについては、これからどんどん今ようやく番号がそれぞれ取れたような状態、来年１月からカードをいただけるということになっておりますけれども、今からが本格的な運用等になってくると思います。それで、なかなかちょっと理解できない点も多々あると思いますけれども、特にこの中で地域の特性に応じた施策を実施するとありますけれども、この美祢市地域における対応という、応じた施策を実施するというのはどのようにとらえていいか、この辺を説明していただきたいと思います。

○委員長（河本芳久君）　はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　それでは、岡山委員の御質問にお答えいたします。まずですね、今委員が言われるところは特定個人情報の取り扱いに関しましては法律で限定的といいますか、すごく縛られております。だから、今のところは市独自の利用というのは特段に考えておりませんけど、今後この法律等が改正されて、さらに特定個人情報の利用が拡大された場合、例えば美祢市におきましては、今課題といたしまして、人口定住問題、あるいは、子育て支援等に力を入れているところでありますけど、これが、こういった施策を実施する場合に、例えば税情報、あるいは、住民情報等がもし利用できれば、そういったことに拡大していく。そういった、市の独自の施策に対して、こういった税情報なり住民情報等が利用できる可能性があれば、それを条例化いたしまして、今後利用につなげていくといった考え方になると思います。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　はい、岡山委員。

○委員（岡山　隆君）　これからのことで、なかなか見えないところあると思いますけれども、こういった美祢市地域において住民情報、今言われましたので、そうい

ったところがさらに、いろいろ情報を得ることによって利活用ができるようになれば、非常にいいかなと思っておりますので、またその辺をしっかりと、行政大変なとこありますけれども、その辺をしっかりと推し進めていただきたいなと思っております。

それともう１点なんですけれども、今回のこのマイナンバー制度については、従来のいろいろ行政にいろんな手続きするにあたって、住民基本台帳法というのがあって、それでいろいろ情報におけるファイル等を盗用した場合とかいうのは、２年以下の懲役、または１００万円以下の罰金、こういった厳しい、今までもあったと思います。それで、今後今回のマイナンバー制度で、こういった個人番号を利用する事務等に従事する者が、正当な理由なく特定の個人情報ファイルを市の職員がこういった情報ファイルを提供したりとか、また個人番号を盗用したりするとか、そういった場合のマイナンバー法における法定刑――刑罰というものが、どのように強化されるのか、この辺がもし分かれば教えていただきたいなと思っております。

○委員長（河本芳久君）　大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　ただいまの御質問にお答えいたします。先ほど、住民基本台帳法では、例えば一番重い懲罰で個人の営利のために、そういった個人情報を提供、または盗用した場合は２年以下１００万以下の―――２年以下の懲役、または１００万以下の罰金というふうに言われましたけど、今度はマイナンバー法でいけば、これが３年以下の懲役、または１５０万以下の罰金、一番重いものが特定個人情報ファイルを正当な理由なく提供した場合は、４年以下の懲役２００万円以下の罰金等が科せられるということで、非常に厳しい罰則が与えられるようになっておりますので、こういった状況につきましても、今の職員に実際にこの特定個人情報を取り扱う職員にも、こういった内容をちゃんと理解してもらうように研修をやっております。

また、法改正がいろいろ行われますので、必要とあれば随時研修等を実施してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　はい、岡山委員。

○委員（岡山　隆君）　それで、今後マイナンバー制度の導入にあたりまして、従来よりも非常に厳しくなってきたということ、今説明がありました。それで、特にこ

ういったマイナンバーを、こういった情報を管理するという人は、やっぱしもう部課長以上で課長以上で５０歳以上、そうなるとリスクを応じてこういった盗用しても、懲戒免職で退職金がなくなるわ、いろんな面で厳しい措置が講じる。そういったリスクを応じてまでも、こういったことをする可能性というのは非常に低くはなってきてるなと思います。ゼロじゃないと思いますけれども、何らかのこういう形での歯止めになっていくことで今説明がありましたので、了解いたしました。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　ただいまの中で、特定個人情報を取り扱うのが、ある程度課長以上とか言われましたけど、実際取り扱うのは職員、その部署にいる職員全域、要するに主事級から、もう取り扱うようになります。やはり取り扱うにはそのシステムに入るためには、ＩＤとかパスワードを与えておりますので、そういった面で、人的な管理もちゃんと実施してるということを申し添えたいと思います。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　ほかに質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　今職員を研修をさせると言われましたけど、どのくらい進んでるのか。１月のスタートで間に合うんでしょうか。どうなんでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。研修はもうすでに実施しております。昨年度１回、今年度に入りまして１回、すでに基礎的なことから全て、職員はもう承知しておるというふうに理解しております。

以上でございます。先ほど言いましたのが、今後法改正によって取り扱いが異なれば、その都度実施していくという内容でございます。

○委員長（河本芳久君）　ほかにございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　先ほど９９号でも、議案第９９号でも述べましたが、そういった意味でこのマイナンバー制度にかかっておりますので、反対いたします。

○委員長（河本芳久君）　それでは、本案について原案のとおり決することに賛成の

方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手、多数により、よって、議案第１００号は原案のとおり可決されました。

次に、１０１号に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　これなんですけど、特定公共賃貸住宅は美祢市内で何カ所あるんでしょうか。

それと、所得を証明する書類を添付しなければならないところが削除されていますけれど、その部分がマイナンバーになると思いますが、マイナンバーを出したくないと拒否をしたときは、今までどおり所得証明の書類でいいのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（河本芳久君）　はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　ただいまの御質問にお答えいたします。最初の御質問ですけど、今何カ所、市に特定公共賃貸住宅があるかと、ちょっと私どもでその分管理しておりませんので、また資料ここに持っておりませんので、その件に関して後日またお答えすることで、御了承をお願いいたします。

それとまず、個人番号の記入を拒否されて申請書を出される場合ですね、そういった等の取り扱いなんですけど、基本的には記入することが条例でも義務付けられておりますので、それを受け付けるか、受け付けないかというのは、ちょっと今ここでは判断まだしておりません。あとそれに代わって所得証明を添付すればよいかということなんですけど、所得がもし確認できれば、それはそちらのほうはそれで有効とは思いますけど、ただ申請書自体に個人番号があるかないかによって、受け付ける受け付けないの判断は、後日またよく内部で協議しながら執行していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、本案に関する質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　これもマイナンバーに関連したことなので、９９号と同じ内

容で反対いたします。また、これは所得証明を出したくない、このマイナンバーを出したくないという方もおられるのではないかと思いますので、その点も十分配慮されていただきますようお願いいたします。それを出さないことで、この賃貸住宅に入れないということがないようにお願いいたします。

○委員長（河本芳久君）　その他、賛成の意見、反対意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、これより議案第１０１号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手、多数によって、議案第１０１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１０２号美祢市税条例等の一部改正についてを、議題といたします。執行部より、説明を求めます。はい、山本収納対策課長。

○収納対策課長（山本幸宏君）　それでは、議案書の１０２－１ページから１０２－５ページまでに記載されております、議案第１０２号美祢市税条例等の一部改正について、その制定経緯、趣旨、概要等につきまして御説明をさせていただきます。

平成２６年度の税制改正におきまして、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税におきましては、国税通則法及び国税徴収法の猶予制度の改正がなされ、平成２７年４月１日から施行されました。

この改正によりまして、納税者からの申請に基づく換価の猶予制度の創設等、猶予制度の見直しが行われたところであります。

一方、地方税における猶予制度には、災害、盗難、病気、休廃業等の理由により、一時に納付できない場合に適用されます、徴収の猶予及び差押えや換価により、事業の継続や生活の維持が困難になる場合に適用されます、換価の猶予がありますが、地方税におきましても、国税同様、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの猶予制度の見直しを行うとする内容で地方税法の改正が行われました。

その際、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項につきましては各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされましたことか

ら、今回の条例では、これらの一定の事項につきまして定め、新たに規定を追加するものであります。

これらの一定の事項としましては、徴収の猶予、換価の猶予に係る分割納付等の方法について、猶予申請書における記載事項について、猶予申請書に添付する書類について、猶予申請書の訂正期限について、それから申請による換価の猶予における申請期限について、最後に担保の徴取基準についてがございますが、本市におきまして条例を定めるにあたりまして、国税の基準を緩和する、または強化する特別な事情はないことから、国税の基準に準拠する規定としております。具体的には、徴収の猶予、換価の猶予に係る分割納付等につきましては、原則各月に分割して納付させる方法としております。

次に、猶予申請書における記載事項につきましては、一時に納付することができない事情、猶予を受ける金額及び期間、分割納付する金額及び期間、担保を提供する場合の担保の内容としており、その猶予申請書に添付する書類につきましては、災害、盗難、病気、休廃業等の事実を証する書類、資産及び負債の状況を明らかにする書類、収支の状況を明らかにする書類、これは実績及び今後の見込みを含めてでございます。それから、担保を提供する場合の担保に関する書類としております。

次に、猶予申請書の訂正期限につきましては、申請書に不備等があった場合の訂正期限を、その不備があったという通知を受けた日から２０日以内としております。

次に、申請による換価の猶予における申請期限につきましては、換価の猶予の申請期限を、納期限から６カ月以内としております。

おわりに、担保の徴取基準につきましては、徴収の猶予、換価の猶予を適用する場合には、両方とも、原則、担保が必要でありますが、猶予に係る金額が１００万円以下の場合、または猶予期間が３カ月以内である場合、または担保を徴することができない特別な事情がある場合は、担保を不要としております。

なお、法で定める条例の施行時期は、平成２８年４月１日とされております。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　今の説明の中で、この議案についてはもう１件改正があるのではありませんか。何かこの参考書読めばそのように思ったのですが、２つ問題が

あるなと思ったんですけど、どうなんでしょうか。（発言する者あり）猶予だけのことなんでしょうか。このマイナンバーによって、資産や……把握ができるようになって、担保の提出っていうのが、何が担保になるかっていうのが、マイナンバーのあれで分かってしまうっていうか、そういったことも含まれているのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（河本芳久君）　はい、山本収納対策課長。

○収納対策課長（山本幸宏君）　今三好委員の説明の内容が今一度よく私どものほうで理解できないので、もうちょっと詳しく質問をお願いできませんでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　今マイナンバー関係ないと言われましたが、マイナンバーによって所得はもちろんですが、資産まで把握されて、この中に担保の提供とかありましたが、それが関係してくるのではないかとお尋ねしました。

○委員長（河本芳久君）　執行部何か……はい、山本収納対策課長。

○収納対策課長（山本幸宏君）　先ほどの説明の中で担保について説明したところで、その担保の状況をマイナンバーを使って、把握するのかどうかということでよろしいんですか。（発言する者あり）それでしたら、まず地方税法上の担保となるものといたしましては国債等、それと土地、建物、それから保証人、約束手形などが地方税法上で定められております。土地、建物につきましては固定資産税のほうで把握はできますし、その他の担保につきましてはマイナンバーを使ってといいますか、こちらのほうで実際に本人にお会いしてお話を聞くなり、その他の機関に照会をかけて、その状況を把握することになろうと思います。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　そのようになった場合に、税が上がるということも考えられますか。

○委員長（河本芳久君）　はい、山本収納対策課長。

○収納対策課長（山本幸宏君）　このたびの条例改正はあくまでも課税することについてではなくて、猶予制度の見直しが全般ですので、徴収の猶予、それから換価の猶予、徴収の猶予というのは、一時に納付することができない場合に、納税を猶予するというものでございまして、それと換価の猶予というのは、換価というのは一

般的に捉えると、差し押さえたものをお金に変えるというふうに捉われがちですが、これは差し押さえすることも含まれております。ですから、差し押さえすることも猶予されるということになります。ですから、税が上がるとかいうことはこのたびの条例改正では関係のないことかと思われます。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　ほかに質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　今の説明で分かりました。マイナンバーには関係ないということなんで。それと、今回の条例は徴収猶予の緩和ということなので、賛成はいたします。しかし、差し押さえが……徴収のためには差し押さえも大事かと思いますが、あまり過度にならないように住民に寄り添った方法でお願いいたします。

○委員長（河本芳久君）　賛成の意見でございましたが、本案に対する他に御意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、本案に対する意見はないと認め、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１０２号は原案のとおり可決されました。

それでは次に、議案第９０号平成２７年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を、議題といたします。ちょっと順番がまた９０に返りますので。それでは執行部より、説明を求めます。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　それでは、議案書の９０－１ページをお開きください。議案第９０号平成２７年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ２億５，７１８万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４３億８，１４７万５，０００円とするものでございます。

最初に歳出について御説明いたします。９０－１０、１１ページをごらんくださ

い。１款総務費・１項総務管理費・１目一般管理費、説明欄００１一般職員人件費４９４万６，０００円を減額しております。これは、人事異動等に伴う人件費の減額でございます。

続きまして、３款・１項ともに後期高齢者支援金等・１目後期高齢者支援金・１９節負担金、補助及び交付金、説明欄００１後期高齢者支援金、支払基金負担金５５万６，０００円の増額補正でございます。これは、後期高齢者医療制度への支援のため、社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、納付金の算定等の基となる係数等の変更による同基金からの通知により補正するものでございます。

４款・１項ともに前期高齢者納付金等・１目前期高齢者納付金・１９節負担金、補助及び交付金、説明欄００１前期高齢者納付金、支払基金負担金３万３，０００円の増額補正でございます。

これは、前期高齢者の加入の偏りによる、各保険者間の不均衡を調整するための制度を運営するため、社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、納付金算定の基となります、係数等の変更による同基金からの通知により補正するものでございます。

１０款諸支出金・１項償還金及び還付加算金・３目償還金・２３節償還金、利子及び割引料、説明欄００１国庫等償還金、過年度国県補助金等精算返還金２，９５３万５，０００円の増額補正でございます。これは、平成２６年度国民健康保険療養給付費等負担金の確定に伴う精算金で、国への償還金でございます。

次のページをお開きください。続きまして、１１款予備費でございます。本年の９月議会で認定いただきました決算による繰越金と過年度国県補助金等精算返還金等のこのたびの補正を調整し、その残額を今後の医療費等の支出に備え、２億３，２００万３，０００円の増額補正をするものでございます。

次に歳入について御説明いたします。８、９ページをお開きください。９款繰入金・１項・１目ともに一般会計繰入金、３節職員給与費等繰入金４９４万６，０００円の減額補正でございます。これは、歳出で説明いたしました、人事異動等に伴う人件費の減額に対応するものでございます。

続きまして、１０款・１項・１目ともに繰越金、１節前年度繰越金でございます。平成２６年度決算の結果、２億６，２１２万７，０００円を増額補正し、一部を今回の歳出予算に充当、残りを予備費に充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　９０－１４の給与の明細書なんですけど、職員さんが２人減っておられます。そして、９０－３を見ますと、４９４万６，０００円の減ですけど、この９０－３と９０－１４の金額が違うのはなぜでしょうか。４２万７，０００円ぐらいの差があるように思うんですけど、お願いいたします。

○委員長（河本芳久君）　はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　ただいまの御質問にお答えいたします。この差につきましては、児童手当の金額ということで差がでております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　ほかに質疑はございませんですか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　２人減ということですけど、何か国保は大変だと思うんですけど、減について大丈夫なんでしょうか。済みません。いろいろ見たときに国保の２人が減になってますが、なぜ減らされたか、そういうことなんです。２人減でいいのかどうか、要望というか、減らさないでとか、そういったことも言われたのかどうかもお尋ねします。

○委員長（河本芳久君）　はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　今の三好委員の御質問にお答えいたします。まず、職員の減という御指摘がございました。これは、国保のいろんな業務等の見直し等もを実際に行いまして、１名につきましては国保は徴収業務がございます。国民健康保険税もですね。それを収納対策と兼務というかたちで今までしておりましたけど、それを実際に収納対策のほうに移しまして、国保の徴収部門はそちらのほうでやるということ。

それとあとは１名減に関しましては業務の見直し、やはり今市役所全体の職員の調整といいますか、いろんな業務、部署ごとに見直しまして、適正な人事配置というのをやっております。そういったいろんな見直しのことから、１名でもできるだろうという判断のもと、減らしておるわけです。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　そのほか、質疑はございませんですか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　もうちょっと、分かりやすく説明してあげて。例えば国保の対象者数ふえてるの、減ってるの、現状維持。だから、それも減りゃ若干事務量も減るし、今おっしゃったように収納を分離したということで減るし。だから、その事務内容というか、その辺もうちょっと説明してあげんと分からんのじゃない。

○委員長（河本芳久君）　はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　ただいま御質問のありました被保険者等の減少につきましてなんですが、基本的に人口等も減っている中、または国保も同じように減っております。ですから対象者としましては、いつからいつ時点でどのくらい減ったかというのは分かりませんが―――現在資料はございませんが、毎月減ってるような状況でございます。

それと、事務につきましては、徴収の担当事務者が国民健康保険のほうに１人兼務ということでおりまして、それが異動したというのがありまして、１人はそちらのほうに移ったというふうなかたちになっております。基本的には、徴収のうちの過年度分につきまして、収納対策課のほうで対応していただいております。私のほうでは現年分といいますか、現在進行しております税金の徴収等と担当しておりますので、そのすみ分けにより人員の異動があったということになります。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君）　三好委員からいろいろ御質問がございます。まず御認識いただきたいのが、こういった管理運営事項というのは、事務の管理及び執行権に関するものは地方自治法で定められたこちらの首長の権限でございますので、首長の判断によりそういうふうに組織編成をおこなっております。

また、組織編成等については行政改革の実施計画等にもございますように、総人件費の圧縮というのを図った上で､総合的に判断した上での人員配置でございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　その他、質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、これより議案第９０号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第９０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９２号平成２７年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君）　それでは、議案第９２号平成２７年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第１号）の説明をいたします。補正予算書の９２－１ページをお開きください。歳入歳出それぞれ２５４万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２，４７３万４，０００円にするものでございます。

まず、歳出について御説明いたします。ページ９２－１０、１１をお開きください。３歳出、１款環境衛生事業費・１項総務管理費・１目一般管理費の中の説明欄００１一般職員人件費を２５４万７，０００円の減額補正でございます。このたびの補正は、人事異動等に伴う人件費の調整を行ったものでございます。

次に歳入でございますが、９２－８ページ、９ページをお開きください。２歳入、３款繰入金・１項他会計繰入金・１目一般会計繰入金２５４万７，０００円の減でございます。これは、歳出で説明いたしましたことにより減額となるものでございます。計で１，３２４万２，０００円でございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、これより議案第９２号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第９２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９３号平成２７年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君）　議案第９３号平成２７年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の説明をいたします。補正予算書の９３－１ページをお開きください。歳入歳出それぞれ３３２万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２億１，８６９万９，０００円とするものでございます。

歳出について御説明いたします。９３－１０、１１ページをお開きください。３歳出、１款農業集落排水事業費・１項農業集落排水事業費・１目一般管理費、説明欄００１一般職員人件費を３３２万２，０００円の減額補正でございます。このたびの補正は、人事異動等に伴う人件費の調整を行ったものでございます。

次に歳入でございますが、９３－８ページ、９ページをお開きください。２歳入、３款繰入金・１項一般会計繰入金・１目一般会計繰入金３３２万２，０００円の減でございます。これは、歳出で御説明いたしましたことにより減額となるためで、計１億７，６４１万９，０００円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、これより議案第９３号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第９３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９４号平成２７年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君）　それでは、議案第９４号平成２７年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。補正予算書につきましては、９４－１ページからになります。

このたびの補正は、事業量の変更等及び人事異動等に伴う人件費の調整によるもので、既定予算の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５３９万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３億４，３５９万６，０００円とするものであります。

９４－１２、１３ページをお開きください。最初に歳出について御説明いたします。まず、人事異動等に伴う人件費の調整につきましてですが、１款総務費・１項総務管理費・１目一般管理費において、４９２万６，０００円の増額、次のページでございますが、３款地域支援事業費・２項包括的支援事業・任意事業費・１目介護予防ケアマネジメント事業費において、６，０００円の減額、同じく２目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費において、３１３万２，０００円の減額となっております。

次に、９４－１２、１３ページにお戻り願います。１款総務費・３項介護認定審査会費・２目認定調査等費において、社会保険料３３万円、臨時職員賃金３５万７，０００円をそれぞれ増額しております。これは、認定調査員の補充において、勤務時間の変更を行ったことによるものであります。

次に、３款地域支援事業費・１項介護予防事業費・１目介護予防一次予防事業費でございます。これは従来、一次予防事業のうち、補助対象事業とされておりました生活管理指導員派遣事業及び生活管理指導員短期宿泊事業について、制度改正に伴い、補助対象事業の非該当となりましたことから、一般財源での事業運営とする財源更正を行うものであります。

次のページをお開きください。続きまして、３款地域支援事業費・２項包括的支援事業・任意事業費・３目任意事業費でございます。説明欄００６配食サービス事業において２４３万１，０００円を増額しております。これは利用者の増に伴い、当初見込みを大幅に超過する予定となるものでございます。

次に、６款諸支出金・１項償還金及び還付加算金・２目償還金でございます。００１国庫支出金等精算償還金において、３万円の増額補正をしております。これは、過年度分精算に基づく返還金でございます。７款予備費・１項予備費・１目予備費につきましては、事業間の財源調整によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。９４－８、９ページをお開きください。歳入の補正につきましては、人事異動等や一次予防事業の制度改正、

また配食サービス事業の増に伴うものでございまして、分担金及び負担金、国県補助金、一般会計繰入金等をそれぞれ財源更正しているものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　お尋ねします。これ予算委員会の関係かと思いますが、介護保険と関連がありますのでお尋ねします。この補正予算（第６号）の中で８９－１５の中に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金とありますけど、これは今回の補正の中で何か連動しておるのでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君）　ただいまの御質問は、一般会計部分の８９－１５の一番上に記載があることの絡みですかね。一般会計の関係なんで、あしたの予算委員会での説明になろうかと思いますが、どういたしましょうか。（発言する者あり）このたびの介護保険事業の特別会計の補正予算との直接の影響はございません。

○委員長（河本芳久君）　はい、山中委員。

○委員（山中佳子君）　９４－１５、配食サービス事業の今利用者増と言われましたが各地域旧美祢市、秋芳町、美東町の利用者の人数っていうのが分かりますでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君）　ただいまの御質問でございます。地域別の利用者数ということでございますが、ただいま持ち合わせておる資料の中には、地域別のものはございませんで、事業者別というものしか今集計とって資料はございません。済みません。

委員長（河本芳久君）　はい、山中委員。

○委員（山中佳子君）　じゃ、それ事業者別は公表できるものですかね。分かりましたら、教えていただきたいんですが。

○委員長（河本芳久君）　はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君）　ただいま申しました事業者別の集計につきましては、それぞれの事業者の関係もございますので、ただいますぐに公表できるものではないと認識しております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　よろしいですか。そのほか、質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認め、それではこれより議案第９４号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第９４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９５号平成２７年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　それでは、議案書の９５－１ページをお開きください。議案第９５号平成２７度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ１４０万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億７，８８８万１，０００円とするものでございます

最初に歳出について御説明いたします。９５－１０、１１ページをお開きください。３款諸支出金・１項償還金及び還付加算金・１目保険料還付金、２３節償還金、利子及び割引料、説明欄の００１保険料還付金として１４０万２，０００円の増額補正でございます。これは、平成２６年度以前の死亡・転出など、被保険者の資格異動及び保険料変更等に伴う過誤納還付金でございます。

次に歳入について御説明いたします。前のページをお開きください。４款・１項・１目ともに繰越金、１節前年度繰越金１４０万２，０００円の増額補正でございます。これは平成２６度決算の結果、１４０万２，０００円を増額補正するもので、先ほど御説明いたしました歳出に充当するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　本案に対する御意見なしと。よって、これより議案第９５号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第９５号は原案のとおり可決されました。

それでは、これから１０分間休憩したいと思います。４５分……この時計で４５分、休憩に入ります。

午前１０時３５分休憩

……

午前１０時４８分再開

○委員長（河本芳久君）　委員会を再開いたします。議案説明に入る前に先ほどの三好委員の１０１号に関わる補足説明を執行部が話されると。執行部よろしく。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　先ほど１０１号の議案説明の中で、三好委員より市内に特定公共賃貸住宅は、何カ所あるかとの御質問がありました。市内には麦川、白土、三本松西、秋吉八重の４カ所でございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　ありがとうございました。

それでは、議案第９６号平成２７年度美祢市水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君）　議案第９６号平成２７年度美祢市水道事業会計補正予算（第１号）について御説明をいたします。黒い背表紙の補正予算書をごらんください。このたびの補正は、収益的収支では人事異動等による人件費の補正と資本的収支では事業量の変更による増減を主とした補正でございます。

では３ページ、４ページ、平成２７年度美祢市水道事業会計予算実施計画書をお開きください。

まず、収益的収入から御説明をいたします。１款上水道事業収益では、合計４３０万６，０００円を減額するものでございます。内訳は、繰入金と消費税還付金であります。２目繰入金の９８万４，０００円の補正増は、人件費のうち、一般会計が負担するものでございます。次の５目消費税還付金でございますが、後ほど御説明申し上げますけれども、事業量が減額になったことから、事業に伴う消費税の還付金が５２９万円少なくなるものでございます。

次に２款簡易水道事業収益を１４万７，０００円減額するものでございます。５項美東営業外収益・２目繰入金を２０万円増額、これも人件費の一般会計負担分でございます。６項秋芳営業外収益では、２目繰入金は企業債利息分と人件費の一般会計負担分でございまして、３４万７，０００円の減額でございます。秋芳の記載の中に利率見直し方式で借りている企業債がございまして、平成２７年度の利息が決定され６０万１，０００円の減額となったため、繰入基準により金額を減額するものでございます。また、人件費と併せて、人件費の繰入金の補正もありますので、これと合わせまして合計を３４万７，０００円の減額となるものでございます。一番下の行をごらんください。この補正によりまして、収入合計額が８億４６２万１，０００円でございましたが、４４５万３，０００円の減額をいたしまして８億１６万８，０００円とするものでございます。

次に下の表、支出でございます。まず、１款上水道事業費を３８万７，０００円の増額でございます。これは、人事異動と共済制度の変更により２目配水及び給水費及び３目総係費の人件費の増額でございます。次に、２款簡易水道事業費は５４６万１，０００円の増額でございます。これも人事異動等による人件費の増額でございます。

では、次のページ５ページ、６ページをお開きください。６項秋芳営業外費用・１目支払利息をごらんください。先ほど収入のところで申し上げた利率変更の企業債利息を６０万１，０００円の減額するものでございます。一番下の行、支出合計をごらんください。合計は、既決予定額に５８４万８，０００円を増額しまして、６億９，３８６万２，０００円になりました。

では７ページ、８ページをお開けください。資本的収入及び支出の御説明をいたします。資本的収入の表の一番上の行でございます。資本的収入は、既決予定額から９，７１３万７，０００円減額し、計を７億９，００８万２，０００円とするも

のでございます。内訳は、１項企業債を６，０００万円減額し、６億７，９００万円といたします。国庫補助金の減額による事業量の調整と入札減による事業量の減少に対応するものでございます。

次に２項繰入金でございますが、他会計繰入金を１３万３，０００円増額するものでございます。これは、秋芳地域の企業債の利率の変更により少なくなったことから、元金が増加したことに対する繰入金でございます。

次に３項負担金及び寄附金でございます。２目他会計負担金を４８６万円増額し、負担金の合計を７０２万円とするものでございますが、これは本年度の消火栓設置更新の台数が確定したため、補正をするものでございます。

次に４項国庫支出金でございます。この補助金減額３，３５３万円は、簡水統合四郎ヶ原川東事業及び於福簡易水道未普及地域解消事業田代地区、並びに秋吉台配水池更新事業に対するものでございますが、今年度は国の国庫補助金の配算額が、全国一律に要望額から３０パーセントほど少なくなっておりまして、この３０パーセントにあたる３，３５３万円を減額するものでございます。

次に５項出資金でございますが、８６０万円の減額でございます。これは、水道未普及解消事業田代地区の出資金を全て補正減するものでございます。今後、平成２９年度より田代地区も上水になることになっておりまして、出資金の該当になるべく本年度の予算を計上したものでございますが、２８年度までは該当にならないと国からの方針が出ましたので、減額補正をするものでございます。

次に資本的支出でございます。支出合計は一番上の行でございますが、既決予定額１１億４，６９８万５，０００円から９，９６９万１，０００円を減額いたしまして、１０億４，７２９万４，０００円とするものでございます。まず、１項建設改良費でございます。１目上水道配水設備改良費３万７，０００円を増額いたしますが、これは人件費の補正でございます。２目簡易水道配水設備改良費は１億円の減額をいたします。これは、簡水統合事業四郎ヶ原川東事業と美東地区の硬度低減化事業の入札減を補正減するものでございます。次に２項企業債償還金でございますが、２７万２，０００円増額をいたします。先ほど申し上げましたとおり、起債の利率の変更があり、利息が減り元金償還がふえたためでございます。

では、２ページにお戻りください。第３条の資本的収入及び支出の補てん財源の補正でございます。予算第３条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対して

不足する額、２億５，９７６万６，０００円を２億５，７２１万２，０００円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５，７６４万７，０００円を５，２３５万４，０００円に、過年度分損益勘定留保資金１億４，５６１万３，０００円を１億３，２７９万３，０００円に、当年度分損益勘定留保資金５，６５０万６，０００円を７，２０６万５，０００円に改めるものでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　意見なしと認め、それでは、これより議案第９６号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第９６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９７号平成２７年度美祢市公共下水道会計補正予算（第１号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君）　黄色い背表紙の補正予算書を御用意ください。議案第９７号平成２７年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第１号）について御説明をいたします。このたびの補正は収益的収支でございまして、人事異動と共済制度の変更による人件費の補正でございます。

では、２ページ、３ページの平成２７年度美祢市公共下水道事業会計予算実施計画書をお開きください。収益的支出の補正でございます。一番上の行をごらんください。１款下水道事業費用でございます。下水道事業費用を３８６万５，０００円増額し、合計を６億４，３７６万８，０００円とするものでございます。内訳は、３目総係費でございますが、総係費の給料・手当・賞与引当金繰入額・法定福利費・法定福利費引当金繰入額を合わせて３８６万５，０００円増額するものでございます。

この補正により損益が少し変わっておりますので、御説明をいたします。黄色い

背表紙の資料を御用意ください。資料の１ページでございます。下から３行目に当年度純利益をお示ししてございますが、当年度純利益は３億５，３５９万３，０００円となりまして、繰越利益剰余金１億３，５９１万５，０００円と合わせた当年度未処分利益剰余金は、４億８，９５０万８，０００円になる予定でございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　この予算についてではないんですけど、秋芳地区で下水道をひいてほしいという御意見がありましたが、その見通しとかありましたら、お尋ねいたします。

○委員長（河本芳久君）　秋芳地区のどの地域ですか。

○委員（三好睦子君）　環境衛生でもなくて農水もかかってない、農水は秋芳はありませんね、別府でしたから。秋吉地区になります、南部のほうの。環境衛生には含まれてない地域の方からでしたが、下水はいつごろできるだろうかと。計画がありますかと。（「要望か何か出ちょるの」と呼ぶ者あり）聞きました。地域に出て要望聞きました。

○委員長（河本芳久君）　別府地区は集落排水があるが、秋吉は広谷地区にある。（発言する者あり）どういうことですか、もうちょっと詳しく。

○委員（三好睦子君）　集落排水のときに聞こうかとも思いましたが、下水をひいてほしいという御意見でしたから、この下水道の関係かと思いまして、お尋ねしますが。どうなのでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　執行部、何かこれに関わる計画なり、また、検討の余地とか、そういったことが説明できれば。はい、松野上下水道局長。

○上下水道局長（松野哲治君）　ただいまの三好委員の質問にお答えいたします。今三戸課長のほうが説明しましたのは、公共下水道事業のほうでございまして、秋吉地区には公共下水道は布設しておりませんので、ちょっと公共下水道でのお答えは難しいかと思います。秋吉地区につきましては、今現在美祢市全体の推進計画の見直しを行っております。その中で対応できれば対応したいと思いますけども、地元のほうから直接上下水道局のほうに要望等は、まだ出ておりませんので具体的な返答は、まだできないかというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　要望が出たら、考えていただけるということですね。

○委員長（河本芳久君）　はい、松野上下水道局長。

○上下水道局長（松野哲治君）　要望が出ましたら、またその時に検討ということになろうかと思います。

以上でございます。今現在は特に要望等は聞いておりません。

○委員長（河本芳久君）　はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　要望が出てるんですけど、それは文書でということなんでしょうか。私が聞いたのは要望でしたけど、文書でしっかりしたのが出ないとだめということなんでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　今要望という、個人的な意見としてですか、それとも地域がまとまった要望と……どういう要望ですか。（発言する者あり）

○委員（三好睦子君）　地域でまとまらないと、だめなんですか。（「議会は議会のルールがあるやろ」と呼ぶ者あり）分かりました。要望書をまとめて提出いたします。住民の方と。

○委員長（河本芳久君）　この件については、まだ個人的な要望とか地域のまとまった要望とか、そういう段階で今後執行部は検討すると、こういうことでよろしゅうございますか。

そのほか質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。これより議案第９７号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第９７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９８号平成２７年度美祢市病院等事業会計補正予算（第１号）を議

題といたします。執行部より、説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君）　それでは、議案第９８号平成２７年度美祢市病院等事業会計補正予算（第１号）について御説明させていただきます。資料につきましては、白い背表紙の補正予算書と概要説明資料となります。このたびの補正につきましては、病院事業局におけます人事異動に伴う人件費にかかる支出を増額するとともに、これに充てる財源の増額を行うものでございます。

収益的収入及び支出の予定額におきまして―――まず、補正予算書の１ページをごらんください。収益的収入及び支出の予定額におきまして、収入では病院経営改革事業収益を４４７万５，０００円増額いたしまして、収入総額を４３億１，７９３万円とするものでございます。一方、支出におきましては、病院経営改革事業費用を４４７万５，０００円、加えて訪問看護事業費用を１９６万２，０００円増額いたしまして支出総額を４１億６，６６８万４，０００円とするものでございます。

なお、収入のほうで増額補正しました、病院経営改革事業収益４４７万５，０００円につきましては一般会計からの繰入金を充当するものでございます。その結果でございますけれども、概要説明資料８、９ページのほうに予定損益計算書を示しておりますように、当年度純利益につきましては、１億５，２４８万５，０００円となる見込みとなっております。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、本案に対する意見はなしと認めます。これより議案第９８号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第９８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１０６号美祢市萩市競艇組合規約の変更について、及び議案第１０

７号美祢市萩市競艇組合の解散については関連がありますので一括議題といたします。執行部より、説明を求めます。竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君）　議案第１０６号、及び議案第１０７号につきましては、美祢市萩市競艇組合の解散に係る議案であります。美祢市萩市競艇組合施行によります競艇事業につきましては売上げの低迷に伴い、平成１８年以降、収益配分がなされていない状況にあり、経営改善の努力をいたしたところではありますが、今後も財政状況が好転する見込みがなく、このままでは一般会計からの事業費の負担という事態も危惧されることから、構成市であります美祢市と萩市及び組合議会におきまして、協議を重ねた結果、平成２８年３月末での組合解散について合意いたしました。なお、このことにつきましては、本年第２回市議会定例会におきまして、市長から報告があったところであります。

それでは、まず議案第１０６号美祢市萩市競艇組合規約の変更について御説明をいたします。議案書が１０６－１ページ、参考資料が２０ページになります。これは、美祢市萩市競艇組合を解散するにあたり、組合規約に解散に伴う事務承継について規定がないことから、承継先を美祢市と定める規約の変更を行うものであります。なお、この規約は山口県知事の許可のあった日から施行いたします。

続いて、議案第１０７号美祢市萩市競艇組合の解散についてであります。議案書が１０７-１ページになります。これは、地方自治法上の一部事務組合である美祢市萩市競艇組合を平成２８年３月３１日限りで解散するため、地方自治法第２８８条の規定に基づき、構成市である美祢市と萩市による協議を行うものです。この協議については、地方自治法第２９０条の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないため、議案を上程するものであります。

説明は、以上であります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。この２つの議案に対する質疑はございませんか。馬屋原委員。

○委員（馬屋原眞一君）　利益配分がないということでずっときておりまして、解散はしょうがないとしましても、この事務を承継するということは、今後それなりの応分の事務負担は今度は、今まではお金が入って事務費があったと思うんですが、それがなくなって全部市が全額負担しながら、解散に向けての整理事務をするんですか。その辺の今後の流れですね。要するに、精算をして今後負担金を要求される

恐れがあるんかないんか、それかゼロなのか。あるいは、任意団体だから何もないのか、その辺のとこだけ確認したいんですが。

○委員長（河本芳久君）　はい、竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君）　ただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。まず、今後のスケジュールでございますが、まず、組合規約の変更のほうにつきましてしは、地方自治法第２８６条の規定によりまして、県知事の許可が必要になります。許可をもらいしだい承継先が美祢市と定まります。それに伴って、今度は組合の解散のほうでございますが、今後２８８条の規定によりまして、この市議会の議決が県知事に萩市と一緒に協議書を提出、届出いたすようになります。それをもちまして、今度は３月３１日に組合解散となるわけでございますが、この解散の決算につきましては、いわゆる打ち切り決算になりまして、現管理者がそれを行います。その後に今度年度が変わりまして、旧管理者から承継先の美祢市長宛に、その決算書を送付いたすようになります。

係る事務でございますが、現状承継する事務につきましては、歳計現金の取り扱いでありますとか、決算にかかる事務が主なものになろうと思っております。その後、来年度承継先の美祢市におきまして、監査委員による監査を終えます。その後、市議会で決算認定をいただいて、県知事に報告すると、それで一連の組合の解散の流れは以上になりまして、来年度以降の事務につきましては、ほとんどは決算審査を受ける事務がほとんどでございます。ですから、事務量としては少ないということであります。経費にかかる負担についてはございません。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　その他、質疑はございませんですか。はい、どうぞ。馬屋原委員。

○委員（馬屋原眞一君）　今経費ゼロって言われましたけど、市から出ていく金がゼロということはありえんと思うし、また、今ちょっとありましたけど、組合を一応法人登記が何かされたと思うんですね。それを、閉鎖登記っていうか、やれば経費かかりますよね。それ向こうが見てくれるんですか。

○委員長（河本芳久君）　はい、竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君）　実際事務が発生いたしますので、承継先の恐らくこの財政課の職員で行うようになると思いますが、この承継先を定めるのがこのたびの議

案でございますので、承継先としては美祢市だけでどうしてもやってしまうようになります。

なお、経費につきましては、今年度の打ち切り決算におきまして発生した剰余金を、美祢市の一般会計のほうに繰り入れますが、実際職員は決算事務ということで、その事務に割かれるわけでございますが、それ以外の競艇の解散でありますとか、そういう競艇の事務に関して支出するというものは発生しないものと考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　今のこの、済みませんね、美祢市萩市の競艇組合は協同組合法による組合じゃなくて、任意組合ですか。それから、ちゃんとした法的な組合であれば、解散登記とかいろいろ手続き踏まんにゃいけんわあね。やから、それに発するいろんな手数料かかるはずと思ったから、おおかた馬屋原委員は質問されたと思うんですね。だからゼロって、その組合そのものが任意組合なのか、そうしたちゃんと法律上を基づいた法人なのか、その辺で違うと思うんですね。

○委員長（河本芳久君）　はい、竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君）　今の質問に対するお答えになると思いますが、美祢市萩市競艇組合は地方自治法上の一部事務組合でございますので、これらの今申しました一連の手続きで一部事務組合が解散ということになります。

以上です。（発言する者あり）登記等もいたしておりません。

○委員長（河本芳久君）　ほかにございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、２つのこの議案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。それでは、まず議案第１０６号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１０６号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第１０７号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１０７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１０８号及び議案第１０９号は２つの美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてでございますので、一括議題といたします。執行部より、説明を求めます。はい、中嶋地域情報課長。

○地域情報課長（中嶋一彦君）　それでは、議案第１０８号及び第１０９号美祢市地域交流ステーション、２カ所の地域交流ステーションの指定管理者の指定について御説明します。

まず、議案第１０８号ですけれども、議案書の１０８－１ページをお開きください。施設の名称は、於福地域交流ステーションで、現在の指定管理者は於福地域交流ステーション推進協議会であり、次期も同団体を指定したいと考えます。

次に、議案第１０９号ですけれども、議案書の１０９－１ページをお開きください。施設の名称は、厚保地域交流ステーションで、現在の指定管理者は厚保地域交流ステーション振興協議会であり、こちらも次期に同団体を指定したいと考えます。

いずれの施設も、平成２８年３月３１日をもって指定管理期間が満了となりますので、次期指定の期間といたしまして、平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日までの５年間を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、市議会の議決を求めるものです。団体の詳細等につきましては、於福地域交流ステーションが参考資料２１ページから２３ページ、厚保地域交流ステーションが２４ページから２６ページのとおりとなります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。それでは、まず議案第１０８号に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　配点というのがあるんですけど、１０８号と１０９号にも重なりますけど、この配点というこの基準はどんな基準なのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（河本芳久君）　はい、中嶋地域情報課長。

○地域情報課長（中嶋一彦君）　ただいまの三好委員の御質問は、選定の際の配点についてでよろしいでしょうか。それでは、お答えいたします。選定の際の配点の理由でございますけれども、地域交流ステーションの目的であります地域コミュニティ活動の推進、それから地域とＪＲ美祢線利用者との交流の促進、それから美祢市指定管理者制度の指針に即した配点となるよう、指定管理者候補者選定審査会において決定しております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　ほかに質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、議案第１０８号に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　意見なしと認め、それでは、これより議案第１０８号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１０８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１０９号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　意見なしと認めます。これより、議案第１０９号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１０９号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案１６件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから、何か御発言ございましたら。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　実は昨晩ＭＹＴで流れた美祢市の一般質問、その前のもう一つの一般質問みんな含めてですが、今朝も７時過ぎ頃から起こされまして、市民の皆さんから美祢の議会はルールもなけんにゃ、あれは何かと言うて、せっかく話をしたと思うたら、また電話がかかってきてですね。何が私が言いたいかといったらですね、まず、三好議員がここ居ってやからあれやけど、市長の反問権、かなり詳しい人じゃなと思ったんですね。市長が議員に反問権を使うときに通告がいるんかと、こういう話があったんです。それいりませんよという話で、それはそれだけで終わったんですが。

もう一つ、坪井議員さんが言われた本店所在地、美祢農林開発のですね。たぶん議員さんは本社所在地という言葉を使われたと思うんですね。商法には本社というのはないんですね。本店ですよね。いわゆる本社っていうのはビジネス用語、それから本店っていうのが法律用語なんですね。商法の中には、その登記記載事項っていうのがありますよね。その中に書かれているのは本店の所在地なんです。本社所在地じゃあないんです。その辺も相当詳しい人でないと、私は分かりませんでしたんで、あとから調べさしていただきましたら、まさに言われるとおりだったんですね。１６６条、商法の１６６条に「株式会社の定款には、左の事項を記載又は記録することを要す」と、こう書いてあるんです。その中に目的とか商号だとかあってですね、８番目に「本店の所在地」と、こういうのがあるんです。これは本社と書いてありません。まず本店と書いてあります。解説を読んでみましたら、本店の、本店っていうのは法律用語だと。本社っていうのはビジネス用語だと、こう解説してありました。

何が言いたいかといいますと、これは私も実は一般質問を聞きながら疑問に感じていたんですが、あそこで発言すると、また不穏当な発言で出されてしまうんで黙っておりましたが、まずその方が指摘されたのは議長の制止も聞かない、言いたい放題言っていたと。それから刑法の１５７条の１項について、おかしいんじゃあないかと。これは私もそう思いました。まず刑法の中に文書偽造の罪というのは１５４条から１６１の２まであるんですね。たくさんあります。その中で坪井議員が引用されたのは１５７条の１項なんです。それも早くちょっと言われたんで、私もちょっと理解が追いつかなかったんですが、執行部とのやりとりの中で、いわゆるこの１５７条は公正証書原本不実記載の問題なんですよね。ですから、何が言いたい

かっていったら本店所在地が例えば、伊佐にあるのを大嶺にありますとやったら、これは不実記載ですよね。ですが、本店が大嶺町にあるのを登記簿も大嶺町になっているなら不実記載でないと、私は思っていたんです。なぜかって言ったら、議員さんはとにかく、営業所、いわゆる工場であろうと営業所であろうと出店先であろうとね、そこが何か活動の拠点だからそこに本社を置かんにゃあいけんというような言い方に聞こえたんです。ですがですね、例えば私どもの株式会社タケオカにしても自宅なんです。実は今住んでいる自宅が本店所在地で登記されてます。それから、道路を隔てて一つ前にあるのが、実は営業所なんです。いわゆる店舗。これは例えば保健所の許可を取るときは、本社所在地は道路の向こう側の地番、営業所の所在地は道路よりこっち側の地番ということで、いろんな許可を取ったり税務申告する時もしかり、そういうこと全部やってるんです。そこでね、あたかも本店の所在地があそこにあって、桃ノ木が工場とかそういうものがあると、そこが活動の拠点やからそこでなけんにゃいけんというような聞こえたんですね。その辺をちょっと副市長にお尋ねをしたいんですが、あの時お答えになったんですが、その方も私も含めてちょっと聞きとれなかったんです。私が言ってることが間違えなのかどうなのか。それから、市民の皆さんに対して、やはりきちんと説明しないと坪井議員は何か意図があってやられたんなら別ですよ。だけど、意図なしにもし本気でこれをやられたとしたら解釈が間違ってる。私はそう思ってます。ちょっと、そのことについて恐れ入りますが、あとまだほかの提案がありますんでお聞きをしたいと思います。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　この件について執行部。はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君）　御質問にお答えしたいと思います。定款上、竹岡委員言われるように商法２７条ですか、絶対的記載事項というのがございます。その中に目的、商号、本店の所在地、そして、その他設立に際して出資される財産の価額とか等々あるわけですけれども、本店の所在地でございます。

私どもが過去ちょっと調べてないんですけれど、過去のあれでしたら坪井議員が言われるように、本店の登記上の本店の所在地は丸和の横の市の公共施設にあります。実際にそこで活動してたということと、それと会社のほうとしても、商工サイドとしても、指定管理施設を本店に移していいかどうかという議論はして、それな

りの相談もさせていただいたと思います。本店の所在地というのが問題になるというケースがいろいろ調べてみると、取引先から指摘があったとか、そういうことでございます。実際には、誰にも損害を与えてませんし、まして登記変更となればお金も当然かかります。そういったものを総合的に勘案して、今現在では登記上の所在地と営業所は分けた状態にあります。

また、この件については、今後司法書士なりにまた、御相談させていただきたいと思います。私どもとしては、議論としては私どもはやっぱり、市民のための利益になるというか、市民の住民福祉の向上のための議論をするべきであって、本店の所在地云々については、冒頭申しましたように他県では県庁内に本店所在地をおいてる第三セクターもございますし、ましてや、株式会社阪急電鉄は阪急池田駅に本店所在地を構えております。そういうことを勘案して、そういう誰にも損害を与えていないということで、議論に……私どもは住民福祉の向上のための議論があってしかるべきという判断から、そういう答弁をさせていただいております。よろしいですかね。

○委員長（河本芳久君）　はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　いわゆる一般質問に馴染まないから答弁しなかったということだと思うんですね。ですが、それはそれでいいんです。質問する私も悪いと思いますよね。一般質問に馴染まないもの、第一今後はこれ議会サイドのほうになると思います。受理しないほうがいいと思います。あんな質問は。馴染まないものは。だから、その辺はまた今度議長のほうにも申し入れたいと思うんですが、要は議論に、質問に馴染まないから、その答弁しなかったでは済まないんですね、市民の皆さんには。これに違反すると懲役、または２０万の、いわゆるどう言ったらいいですか、罰金ですよと。こんな発言をされてね、あたかも執行部が何かでたらめやってると。

それから、本当に不実記載という言い方、これもちょっと私はおかしいと思ってたんです。ですが、あの場ではお互いに言えませんでしたから。いわゆる今後これ議会側にもあるんですよ。そういう一般質問どうするかというのもありますし、私は馴染まない上に、さらにそうした刑法を逆手にとって、しかも事実でない。本店が確かにあることは事実ですよ。それがあたかも悪い事してるような表現だったんで、ちょっと私が、私自身も今朝ちょっとその方と電話で長話になったんですね。

ですが、私の考え方が間違ってたかどうかっていうのをお尋ねしたんですが。いわゆる刑法に１５７条に抵触するのかしないのか、はっきりもう１回答えていただきたいと思います。

○委員長（河本芳久君）　執行部よろしいですか。はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君）　今回のケース、先ほども申し上げましたように、誰にも損害を与えておりません。ましてや、取引先から指摘もございません。したがって、刑法に抵触するものではないというふうに考えております。

それともう１点ほど。私自身は非常にこのケースで問題だったのは、発言席からの離席でございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　この件については、一応終わらせていただきます。ほかに。（「終わらせる」と呼ぶ者あり）まだ、ありますか。ここで議論をする場では、一応委員会の与えられた審議事項は終わりますけれど、まだ、あると言えば、今後議会でいろいろ議論していただきたいと、こういうことです。それともまだ、あれば言うてください。

○委員（竹岡昌治君）　ここで止められれば、本会議場でやります。委員長が止められたということは、止めたと。

○委員長（河本芳久君）　ここは直接の今の議案、審議の対象外でしたから、一応の御意見は聞いて答弁は。（発言する者あり）まだ、あればそりゃ、どうぞ言ってください。はい、どうぞ。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　今の件は委員長が言われたように、その直接総務民生委員会には関係ないということで、これ以上はやらないと。いいですよ。それはそれで私はいいと思います。ただ、間違った情報が流れてるということに対して、やっぱりほかに場所がないんでね、申し上げただけです。

それから、もう１点は、今副市長があたかも言われたように、その発言席から議長の制止も聞かない、聞きとれない部分が大分皆さんあったと思うんですね。私も聞きとれなかったです。議場で。市長が答弁してる。それに対して、いいですか、坪井議員が何かぎゃっぎゃっぎゃっぎゃっ言われてた。それに、議長が今度は制止しようとしてやられた。３人が同時に話してる。こんな議会私ないと思うんで、だから、その議会がどうあるべきかという、いわゆるせっかくね、議会改革特別委員

会もやったにも関わらず―――変な方向に流れて終わっちゃったけど……もう１回私は議会のあり方、で、議会を使って政争をしてるわけじゃないんですよ、私たちは。さっきも話があったように住民福祉にその寄与できるような、もっと前向きな議論すべきだと思うんですよ。にも関わらず、いや刑法の違反してますよ。とにかく自分の意見が通らんにゃ、その発言席からぎいぎいぎゃーぎゃー何言ってるかわけが分からん。そういう議会のあり方そのものを今問おうとしたんです。ですから、これはやっぱ会派代表者会議か、あるいは議運かどっかでですね、やっぱお互いが反省しましょうや、あんな議会は。ということを提案申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（河本芳久君）　それじゃ、この委員会で議会のあり方について、前向きに論議してほしいと、こういう要望があったことは委員長報告として、しておきましょう。そのほかございませんでしたら、本委員会を―――もう１つありますか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　これは事実かどうか分かりません。私がお聞きしたことです。きのうの教育経済ですかね、委員会で、私の名前も出たそうですが、名誉棄損で訴えたと。何も私は聞いてないんですが、いいですか、委員会の席で固有名詞を出して係争したせん、これが議会の議論なんでしょうかね。これ、総務委員長に聞きたいと思います。やってもいいんなら、僕も今からやろうかと思うが。いいんかね、悪いんかね。

○委員長（河本芳久君）　この件について私のほうに今質問がありましたが、私は各議員の常識に依存する以外にはないと思います。

○委員（竹岡昌治君）　じゃあ、委員会は各議員が構成してるのは、間違いないんです。それを、整理整頓しながら議事進めてるのはどなたなんですか。

○委員長（河本芳久君）　一応議長なり委員長が判断し、どういうふうに取り扱うか、そして、一定の議会議員のあり方、議員のモラル、そういったものは、議員各位が倫理条例なり、または議会運営の規則等を尊重するというか、それを守っていくと、これ以外には私はないと思います。ここで委員会でどういうふうに、昨日の様子も分からないのに、どうあるべきだという私は、意見は差し控えたいと思います。分かりませんから。

以上です。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　じゃ、要望だけ言っておきます。今後私も含めて、委員会になじまない問題、それから、いわゆる不穏当な発言、それから個人の名誉に関わる発言、こういうものがあったときには、ぜひ制止をしていただきたい。そして、きちんと議事の進行をやっていただきたい。総務民生委員会は、せめてそうしたメンバーの方が良識の府のある方だというふうに私は思っておりますんで、よろしくお願い申し上げます。あとは、今おっしゃったように、委員会は議長もとおっしゃったけど私は違うと思います。委員長の采配でどうぞ権限は（発言する者あり）委員長しかありませんので、認識をきちんとしていただいて進めていただきたいと思います。まだ、言いたいことはありますから、またにします。

○委員長（河本芳久君）　それじゃあ、他の委員さんのほうで何か御意見ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　ないとみなし、本委員会はこれをもって閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午前１１時４３分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成２７年１２月８日

総 務 民 生 委 員 長　　[illegible]